

議案第 9 号

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八幡浜市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年条例第 1 7 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
(単位：円)				(単位：円)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	<u>570</u>	法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	<u>480</u>
	第2種電柱		<u>880</u>		第2種電柱		<u>730</u>
	第3種電柱		<u>1,200</u>		第3種電柱		<u>990</u>
	第1種電話柱		<u>510</u>		第1種電話柱		<u>430</u>
	第2種電話柱		<u>820</u>		第2種電話柱		<u>680</u>
	第3種電話柱		<u>1,100</u>		第3種電話柱		<u>940</u>
	その他の柱類		<u>51</u>		その他の柱類		<u>43</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		<u>5</u>		共架電線その他上空に設ける線類
	(略)				(略)		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>500</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>420</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>310</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>260</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>430</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>900</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>		
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>22</u>	法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>31</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26</u>

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>46</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>38</u>				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>51</u>				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>92</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>77</u>				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>100</u>				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>220</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>180</u>				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>310</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>260</u>				
	外径が1メートル以上のもの			<u>610</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>510</u>				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	(略)	長さ1メートルにつき1年		長さ1メートルにつき1年	(略)		<u>9</u>				
			その他のもの				その他のもの						
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年		<u>820</u>	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>680</u>		
			その他のもの		上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>510</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>430</u>
					地下に設けるもの			<u>310</u>			地下に設けるもの		<u>260</u>
その他のもの			<u>1,000</u>	その他のもの			<u>850</u>						
法第32条第1項第4号に掲げる施設				<u>1,000</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設				<u>850</u>				
法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	(略)			法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	(略)						
		(略)					(略)						
		階数が3以	Aに <u>0.008</u>				階数が3以	Aに <u>0.007</u>					

施設	上のもの		を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			
	地下に設ける通路			
	その他のもの			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略)			
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>900</u>
	標識		1本につき1年	<u>820</u>
	旗ざお	(略)		
		その他のもの	1本につき1月	<u>90</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(略)		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>900</u>
		その他のもの		<u>450</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同			<u>100</u>	

施設	上のもの		を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			
	地下に設ける通路			
	その他のもの			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略)			
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>
	標識		1本につき1年	<u>680</u>
	旗ざお	(略)		
		その他のもの	1本につき1月	<u>87</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	(略)		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>870</u>
		その他のもの		<u>430</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同			<u>85</u>	

条第7号に掲げる施設				条第7号に掲げる施設					
令第7条第8号に掲げる施設	(略)		占有面積1平方メートルにつき1年	(略)		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			上空に設けるもの				Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	(略)		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	(略)				Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		(略)			階数が3以上のもの				
その他のもの		Aに <u>0.026</u> を乗じて得た額	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	建築物		Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額			
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額			
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額			
	上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.026</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
備考（略）			備考（略）		

(八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部改正)

第2条 八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 港湾施設占用料				別表第2 港湾施設占用料			
種別	分類及び 単位	金額	摘要	種別	分類及び 単位	金額	摘要
野積場、 物揚場	(略)			(略)			
	4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき 1箇年	570円	4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき 1箇年	480円	
	5	電話柱の設置 1本につき 1箇年	510円	5	電話柱の設置 1本につき 1箇年	430円	
	6	公衆電話所の設置 1個につき 1箇年	1,000円	6	公衆電話所の設置 1個につき 1箇年	850円	
(略)			(略)				
備考 (略)				備考 (略)			

(八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部改正)

第3条 八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例（平成17年条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表第1 水域及び公共空地占用料				別表第1 水域及び公共空地占用料					
種別	単位		金額	摘要	種別	単位		金額	摘要
	期間	数量				期間	数量		
(略)					(略)				

電柱、支柱、鉄塔	1年	1本	570円		電柱、支柱、鉄塔	1年	1本	480円	
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

(八幡浜市漁港管理条例の一部改正)

第4条 八幡浜市漁港管理条例（平成17年条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2 占用料					別表第2 占用料				
種別	目的	単位	金額	摘要	種別	目的	単位	金額	摘要
物揚場 占用料	(略)				物揚場 占用料	(略)			
	電柱、支柱、鉄柱 設置	1本につき 年	570円			電柱、支柱、鉄柱 設置	1本につき 年	480円	
	(略)					(略)			
備考 (略)					備考 (略)				
別表第4 水域及び公共空地占用料					別表第4 水域及び公共空地占用料				
種別	単位		金額	摘要	種別	単位		金額	摘要
	期間	数量				期間	数量		
(略)					(略)				
電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	570円		電柱、支柱、 鉄塔	1年	1本	480円	
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

(八幡浜市都市公園条例の一部改正)

第5条 八幡浜市都市公園条例（平成17年条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第2 (使用料)				別表第2 (使用料)			
(単位：円)				(単位：円)			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
(略)				(略)			
占用	電柱	1本につき	570	占用	電柱	1本につき	480
	電話柱	1年	510		電話柱	1年	430
	公衆電話所	1個につき	1,000		公衆電話所	1個につき	850
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(八幡浜市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第1条の規定による改正後の八幡浜市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
(八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第2条の規定による改正後の八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る港湾施設占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る港湾施設占用料については、なお従前の例による。
(八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第3条の規定による改正後の八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る水域及び公共空地占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る水域及び公共空地占用料については、なお従前の例による。
(八幡浜市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第4条の規定による改正後の八幡浜市漁港管理条例別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る占用料並びに水域及び公共空地占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料

並びに水域及び公共空地占用料については、なお従前の例による。

(八幡浜市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の八幡浜市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料等の改定を行うため。